

三八頁、索引一四頁、圖版一四葉、表三葉、日本評論社發行、定價五圓五拾錢）〔福尾猛市郎〕

支那地方自治發達史

和田 清編

本書は東大教授和田清博士が中華民國法制研究會（會長松本恣治博士）の委嘱により昭和十三年春以來約一年半の日子を費して完成されたものであり、資料の蒐集や本文の起草は松本善海・中村治兵衛兩氏の努力に成り、博士自ら手を下されたのは序説及び第一章であるといふ。

支那では古來ピラミッド型の官僚制度が王朝の專制君主の下にきづかれてゐるが、その最低位の知州知縣——所謂親民官より更に下に進むならばそこには上方からの組織と異つた系統の、しかも矢張專制主義的な民間自治制度が構成されてをり、その内村落が最重要な基本的組織であつた。一般人民と政府との關係はこの自治體を経て人民からの租税の貢納と政府からの治安維持の二方面に於て存立するに過ぎない。かゝる村落自治體は王朝の幾度かの興廢による上部の擾亂にも係らず過去の支那を通じて恒久的に保存されてきた。

殆んどすべての史料が朝廷の記録や治者階級の筆すさびである支那においてかかる下方からの組織を究明しその歴史的變遷を考へる企ては實に困難といはねばならない。然も本書は上方からの地方制度や特に徵稅組織を手掛りとして下方の自治組織を把握す

ることによつてこの荒塗を開かんとする。本書の目次は左の通りである。

序説、第一章 隋唐以前の時代、第二章 宋代、第三章 元代
第四章 明代、第五章 清代、第六章 民國時代、附錄 資料篇
序説に於ては資料豊かな宋代以後を主とし特に制度の歴史的變遷及び地方行政組織との關聯に重點をおくといふ編者の目的が述べられ、第一章では漢代の郷亭の職が秦漢以來晋宋まで存続したが、北魏の三長制施行以後變化し北齊・北周より隋に至り、周禮の理想案の實際的影響をうけつゝ、唐の坊村里正の基を開いたことを述べ、最後に新しい見解として、隋の郷官廢止が古來の自治制を衰微させたといふ通説を否定し、強大な權限を有した上代の郷亭は官治といふべきで、隋唐の治安と收稅とを目的とする微力な制度が、却つて眞の自治制の發足した所であるといふが單に言及に止つてゐる。

第二章以下は各王朝に區分してその地方行政の最下級單位にしてかつ官治補助機關である村落自治體の變遷を跡づけんと努力してゐる。第三章宋代では役法と村落自治の關聯をのべ、王安石が募役法を設けてから戸長の如き鄉村自治機關が官治機關にかはり、新たに隣保を擴充した保甲法が農村の治安を維持したが保甲にも主戸が軍事訓練に當る教閱保甲と主客戶ともなる自衛團たる不教閱保甲とがあつたが、南宋に及び後者は行政單位制度たる保伍法となり、外に村民の教化互助機關たる郷約や救荒のための社會が生じた。第三章元代ではこの頃支那の村落の地方的差異が著し

くなつたと述べ、宋金の國境が略々小麥地帯と水稻地帯とを分ち南北の經濟的發達の差異に加へ民族的要素のため、北支は戸數による郷、里、南支は土地の廣さによる都、堡と名けられる村落が發達した。更に勸農の目的で世相の時設けられた社制の内容を説明し、村民の精神的結合を計ることから村落自治體と變化しゆくけれども元朝が異民族に對する警戒の必要上民間に武器を渡さず従つて治安維持の規則を缺いてゐる。第五章明代では元から變化してきた地方制度が明の太祖の漢唐復古を標榜する帝權伸長政策により新面目をととのへたこと、そして課税對象としての里甲とその精神的支柱たる里老人の制度との關聯を論じ、元の社長の制を襲ひ民間の訴訟・教化・勸農・相互・扶助を主る里老人も、土地と耕者の結合を前提として保持される里甲の中に外部の勢力が入りこむことにより崩壞し、明中期以後、宋の遺制たる郷的・保甲が夫々里老・里甲にかはり賦税の對象からはなれた自治機能をもつ自然村へ復歸した。明末にこの兩者を融合した郷甲法、或ひは村落自治機能の全ての要素をもつ會とよばれる地緣團體が發生し清代の保甲への推移が考へられる、と述べ、第五章清代では清朝の宣撫政策に關して弭盜の目的の爲の總甲法が後に旗の逃丁防止の目的と變じ、明末に融合してきた郷約と保甲とが分れたといひ、清末に及んでは教匪勦撫のための團練、それが官制にとり入れられた保甲局について記し、清朝が治安が被支配者たる漢人の組織する民兵により維持されるといふ事情がその滅亡近きを示すとなし、第六章民國に於ては北京政府の地方自治の條例や國民政

府の共産軍討伐の目的で實施した保甲制、更に政治活動の單位たる縣制の内容、ひろく保衛組織と呼ぶべき郷團、民團、公安團自衛團等に就て支那事變勃發後の新情勢にふれて筆をおいてゐる。

本書は制限されたる日子に於て數氏の協同によつて著はされ支那自治制度の組織と發達について系統だてんと努力し或る程度迄の成功を奏したことは誰人も認める所であらう。卷末の資料篇に於て主要な根本資料を陳ねその學的態度を示してゐるが、なほ部分的ではあるが進められてゐる自治體に關する近來學界の業績にも廣く眼を向け、規約・條例の類以外の民間自治の實情を示すべき史料に注意する時には一層よき成果を得たと思はれる。また序説あつて總説なきことに各章毎に前後の脈絡を通じがたからしめまた餘りに地方行政や税制に頁を割いたことが却つて自治制そのものの説明を繁冗ならしめてゐる處がある。然しこれは敘述についてであつて著者達の研究に對する熱意は充分認めなければならぬ。(菊判二七八頁、昭和十四年十二月、中華民國法制研究會發行、定價貳圓五拾錢)(宮川尚志)

北支那の戰爭地理

支那歴史地理叢書第三

北山巖 夫著

今次事變以來、我が國人士の大體への再認識、及び之に伴ふ大陸に對する切實なる知識慾の再燃によつて現れた、所謂汗牛充棟の支那關係刊行物の中には、地理に關する著述も決して乏しくは